



発行 東京都

目次

86

条例

- 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (総務局) ……一
- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 (東京都教育委員会) ……二
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (同) ……三
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 (環境局) ……四

条例のあらまし

●非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九三号)

- 一 地方自治法の一部を改正する法律 (令和五年法律第一九号) の施行を踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九四号)

- 一 地方自治法の一部を改正する法律 (令和五年法律第一九号) の施行を踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和六年四月一日ほかから施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九五号)

- 一 職員の給与に関する条例 (昭和二六年東京都条例第七五号) の改正に伴い、補償基礎額を改定するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第九六号)

- 一 地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成一二年政令第一六号) の改正に伴い、液化石油ガス貯蔵施設等完成検査手数料等の減額対象に、認定高度保安実施者が自ら検査を行い、基準に適合していると認められた施設を追加します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条例

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十三号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
条例

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

非常勤職員の報酬等に関する条例

第一条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当）

第六条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（東京都規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じ、それぞれ基準日の属する会計年度の東京都規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（東京都規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第二条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として東京都規則で定める額に、任命権者が東京都規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の東京都規則で定める額に、給与条例第二十一条の二第二項第一号に掲げる職員（給与条例第二十一条第二項に規定する行（一）四級等職員及び行（一）五級等職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十四号

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条の二」を「第八条の三」に、「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める。

第五条第二項中「慶弔休暇」の下に「、災害休暇」を加える。

第六条第一項中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

第二章中第八条の二の次に次の一条を加える。

（勤勉手当）

第八条の三 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する時間講師（教育委員会規則で定める時間講師を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じ、それぞれ基準日の属する会計年度の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した時間講師（教育委員会規則で定める時間講師を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第六条第一項の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として教育委員会規則で定める方法により月額に換算した額に、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準に従って教育委員会が定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が時間講師に対して支給する勤勉手当及び第十三条の三の規定に基づき日勤講師に対して支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の月に換算した額及び第十三条の三において読み替えて準用する第八条の三第二項前段の教育委員会規則で定める額に、学校職員給与条例第二十四条の二第二項第一号に掲げる職員（学校職員給与条例第二十四条第二項に規定する教育五級等職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例に

よる。

4 前三項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第十一条第一項中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

第三章第十三条の二の次に次の一条を加える。

(勤勉手当)

第十三条の三 第八条の三の規定は、日勤講師の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第一項中「時間講師」とあるのは「日勤講師」と、同条第二項中「第六条第一項」とあるのは「第十一条第一項」と、「方法により月額に換算した額」とあるのは「額」と、「時間講師」とあるのは「日勤講師」と、「第十三条の三の規定に基づき日勤講師」とあるのは「第八条の三の規定に基づき時間講師」と、「の月額に換算した額」とあるのは「の教育委員会規則で定める額」と、「第十三条の三において読み替えて準用する第八条の三第二項前段の教育委員会規則で定める額」とあるのは「第八条の三第二項前段の月額に換算した額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十五号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和三十七年東京都条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に、「拘禁され、又は収容されている」を「拘禁されている」に改め、同条各号を削る。

別表中「七、一九四円」を「七、四九四円」に、「八、八二〇円」を「九、〇九〇円」に、「一一、四八一円」を「一一、七〇三元」に、「一二、九九〇円」を「一三、一五二元」に、「一五、五三四円」を「一五、五七三元」に、「一六、五六三元」を「一六、六〇二元」に、「六、二四〇円」を「六、四五九円」に、「七、二六〇円」を「七、四二三元」に、「八、九四三元」を「九、〇八一円」に、「一〇、四四三元」を「一〇、五三九円」に、「一一、四五一元」を「一一、五〇五円」に、「一一、八四四円」を「一一、八六五円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、令和五年四月一日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これら

に相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十号)の一部を次のように改正する。

別表十の項中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二第二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

